Money Forward クラウド



今から知っておくべき

インボイス制度

概要と対策ガイド

⚠ 本資料は「インボイス制度の概要」(国税庁)をもとに、株式会社マネーフォワードが独自に概要をまとめたものです。ご案内する内容は令和4年5月時点の法令に則っています。

本資料に記載された情報はマネーフォワードが信頼できると判断した情報源をもとにマネーフォワードが作成したものですが、その内容および情報の正確性、完全性等について、何ら保証を行っておらず、また、いかなる責任を持つものではありません。本資料に記載された内容は、資料作成時点において作成されたものであり、予告なく変更する場合があります。本資料はお客様限りで配布するものであり、マネーフォワードの許可なく、本資料をお客様以外の第三者に提示し、閲覧させ、また、複製、配布、譲渡することは堅く禁じられています。本文およびデータ等の著作権を含む知的財産権はマネーフォワードまたはそのライセンサーに帰属し、事前にマネーフォワードの書面による承諾を得ることなく、本資料に修正・加工することは堅く禁じられています。2022年6月28日改訂

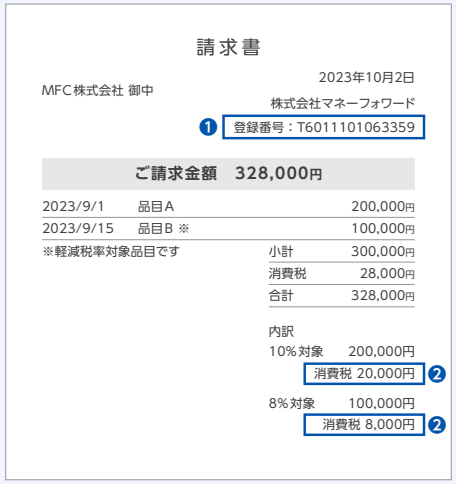
インボイス制度って何？

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）は、2023年10月1日から導入される新しい仕入税額控除の方式です。
これにより事業者の消費税の納税額の計算要件が変更されます。

1. **適格請求書（インボイス）＝「税率ごとに区分した消費税額」「適格請求書発行事業者の登録番号（以下、登録番号）」などの記載がある請求書等**
2. **適格請求書（インボイス）の保存が仕入税額控除の新たな要件に**
3. **適格請求書（インボイス）を発行するためには「適格請求書発行事業者」への登録 が必要**

1. 請求書に記載する項目を追加

❶登録番号、
❷税率ごとに区分した消費税額の記載が追加



P3で解説

2. 仕入税額控除の新たな要件に

インボイスではない請求書では
仕入税額控除が受けられなくなります



仕入税額控除 P4で解説

二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みです。

P5で解説

3. 発行事業者への登録が必要

インボイスを発行できるのは税務署に登録した
「適格請求書発行事業者」に限ります



消費税の免税事業者の対応 P7,8で解説

課税事業者でなければ「適格請求書発行事業者」の登録はできません。
免税事業者が登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。

P6で解説

Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/）「消費税軽減税率制度の手引き」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm）をもとにマネーフォワード作成

インボイスの記載事項 「税率ごとに区分した消費税額」「登録番号」の記載が必須

	請求書保存方式 ～2019年9月まで	区分記載請求書等保存方式 2019年10月～	インボイス制度 適格請求書等保存方式 2023年10月～
請求書	請求書 2019年9月2日 MFC株式会社 御中 株式会社マネーフォワード ご請求金額 324,000円 2019/8/1 品目A 200,000円 2019/8/15 品目B 100,000円 小計 300,000円 消費税 24,000円 合計 324,000円	請求書 2019年10月1日 MFC株式会社 御中 株式会社マネーフォワード ご請求金額 328,000円 2019/9/2 品目A 200,000円 2019/9/16 品目B ※ 100,000円 ⑥ ※軽減税率対象品目です 小計 300,000円 消費税 28,000円 合計 328,000円 内訳 ⑦ 10%対象 220,000円 8%対象 108,000円	請求書 2023年10月2日 MFC株式会社 御中 株式会社マネーフォワード ⑨ 登録番号：T6011101063359 ご請求金額 328,000円 2023/9/1 品目A 200,000円 2023/9/15 品目B ※ 100,000円 ※軽減税率対象品目です 小計 300,000円 消費税 28,000円 合計 328,000円 内訳 10%対象 200,000円 消費税 20,000円 ⑧ 8%対象 100,000円 消費税 8,000円 ⑧
記載事項	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 ④ 取引金額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 ④ 取引金額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称 ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容 ④ 取引金額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称 ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに区分して合計した税抜または税込対価の額 ⑧ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑨ 請求書発行者の登録番号

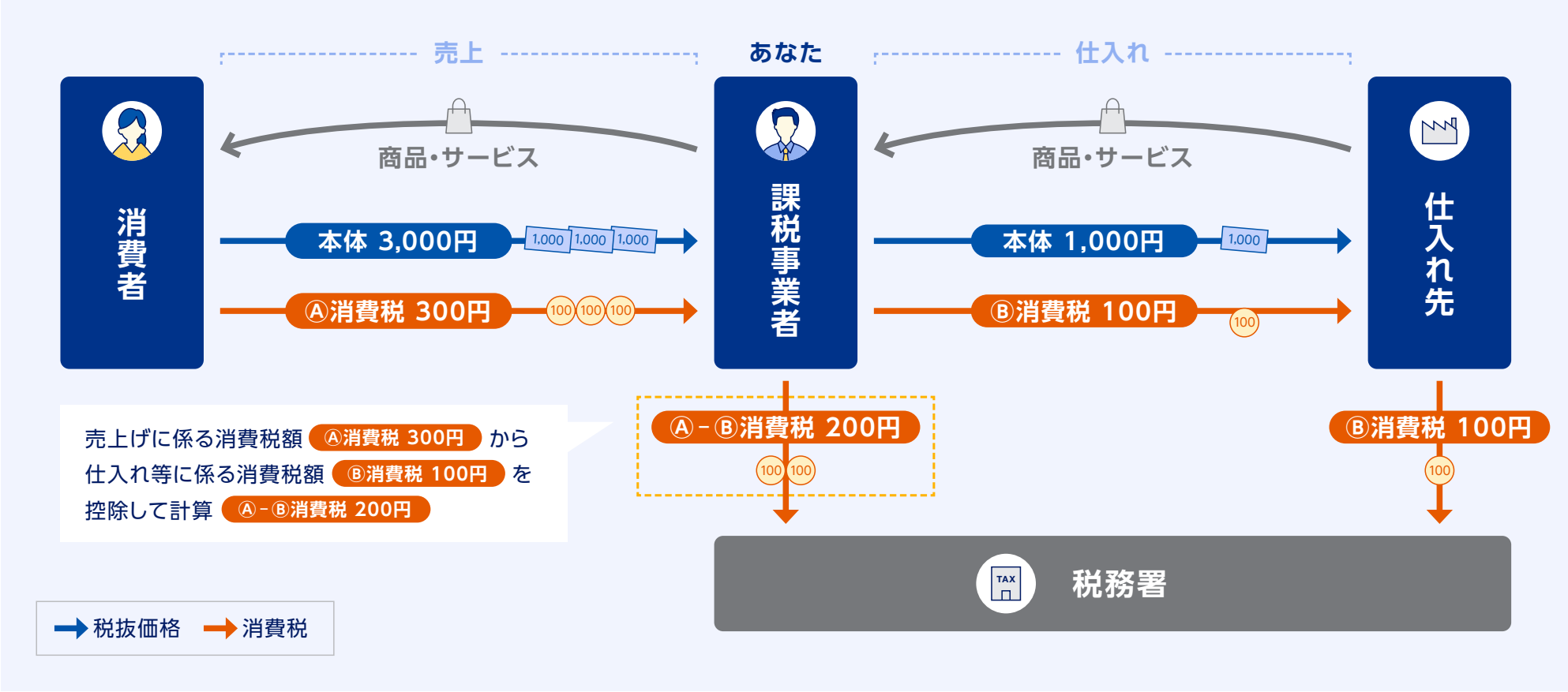
Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)「消費税軽減税率制度の手引き」(国税庁)(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)をもとにマネーフォワード作成

仕入税額控除

仕入税額控除とは

生産、流通などの各取引段階で二重、三重に税がかかることのないよう、
課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みです。



仕入税額控除の対象となるもの

(1) 商品などの棚卸資産の購入　(2) 原材料等の購入　(3) 機械や建物等のほか、車両や器具備品等の事業用資産の購入又は賃借
(4) 広告宣伝費、厚生費、接待交際費、通信費、水道光熱費などの支払　(5) 事務用品、消耗品、新聞図書などの購入　(6) 修繕費　(7) 外注費

Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

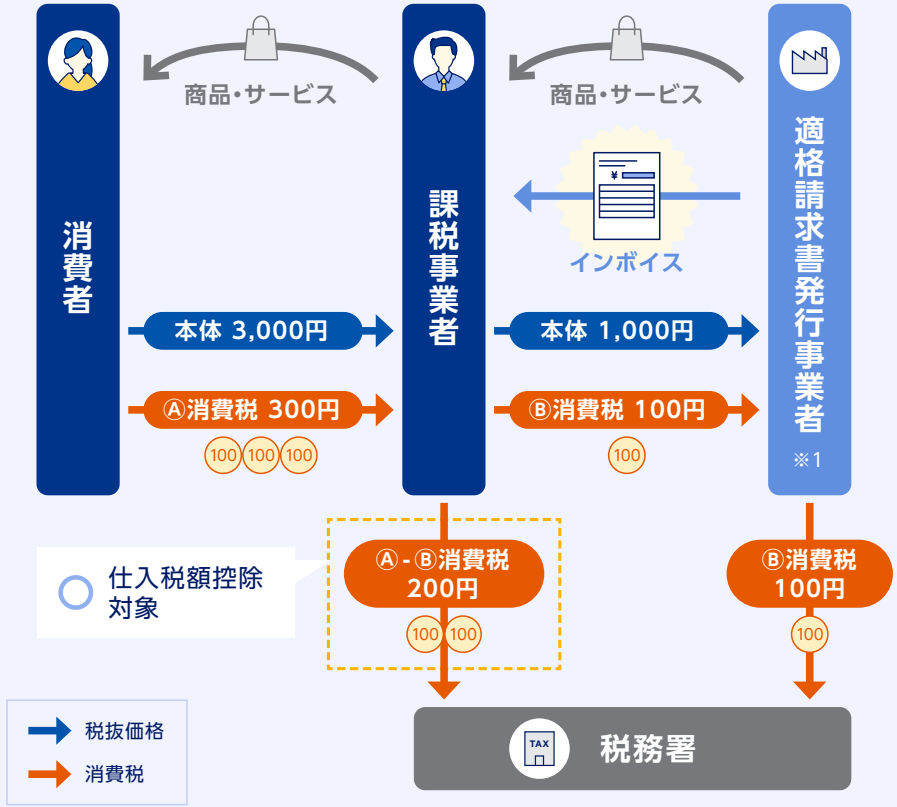
国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)「消費税軽減税率制度の手引き」(国税庁) (https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)をもとにマネーフォワード作成

仕入税額控除　インボイスではない請求書では仕入税額控除が受けられなくなります

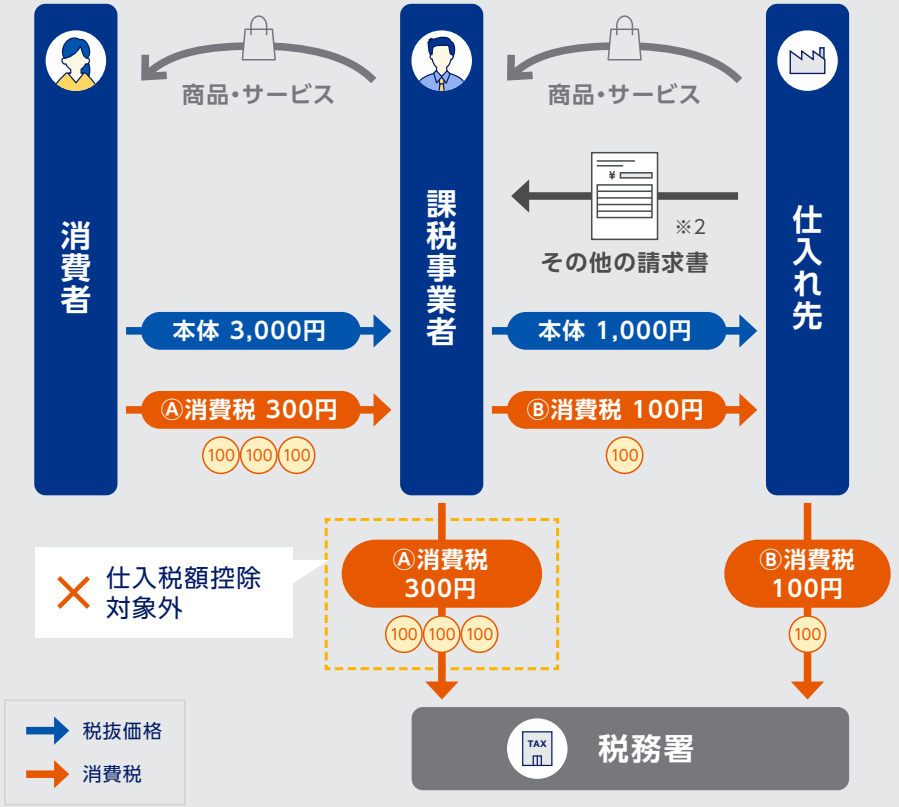
インボイス制度とは

「適格請求書等保存方式」ともよばれ、所定の要件を記載した請求書等を発行、保存する制度です。
「適格請求書（インボイス）」の保存が仕入税額控除の要件になります。

インボイス（適格請求書）



その他の請求書



※1 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。 P6で解説

※2 制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。 P9で解説

Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

適格請求書発行事業者登録制度

① 適格請求書(インボイス)を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。
② 「適格請求書発行事業者」の登録には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要です。
③ 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。免税事業者についてはP7,8で解説
※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

登録の流れ

課税事業者	税務署		課税事業者
• 登録申請書の提出	• 審査	• 登録および公表 • 登録簿への登載	• 通知書の受け取り

■ インターネットで公表される事項
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
② 登録年月日、登録番号(取消、失効年月日)
③ 法人の場合、本店または主たる事務所の所在地

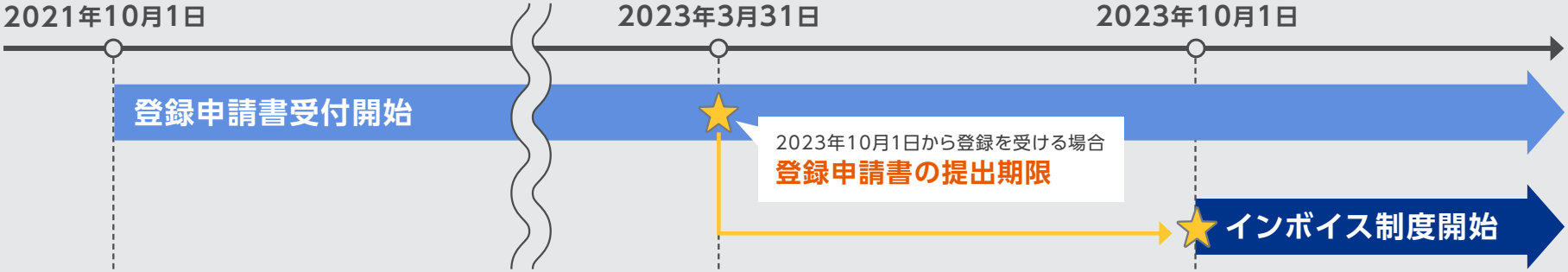
申出があった場合のみ公表される事項

個人事業者	主たる屋号、主たる事務所の所在地
人格のない社団等	本店または主たる事務所の所在地

通知される登録番号の構成

法人番号を有する課税事業者	T + 法人番号
上記以外の課税事業者 (個人事業者、人格のない社団等)	T + 13桁の数字

スケジュール



Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)「消費税軽減税率制度の手引き」(国税庁)(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)をもとにマネーフォワード作成

「免税事業者」「課税事業者」の比較

個人事業主やフリーランスなどの免税事業者は、以下のどちらかの選択が迫られます。
①そのまま免税事業者を続け、インボイスに対応しない
②任意で課税事業者となり適格請求書発行事業者の登録を受け、インボイスに対応する

	免税事業者を継続	課税事業者に変更（適格請求書発行事業者）
	インボイス非対応	インボイス対応
こんな方におすすめ	・売上先は事業者ではない個人が多い ・取引先は免税事業者が多い	・取引先は課税事業者が多い ・今後事業拡大していきたい
メリット	・今までどおり消費税の**納税の必要はない** ・売上が下がらなければ**収入を維持できる**	・取引先の仕入税額控除の対象になるので、**安定的に取引できる** ・消費税を納税する際も、売上の消費税から**仕入の消費税を差引ける**
デメリット	・仕入税額控除の対象にならず、取引先から**消費税分を値引きされる**可能性も ・課税事業者（適格請求書発行事業者）との**競合に負ける**可能性も	・消費税の納税義務が発生する分、**手取りが減る** ・インボイスは従来の請求書より記載項目が増えるため、**経理が複雑に**なる

インボイスの開始（2023年10月1日）まで時間がありますので、まずは税理士や最寄りの税務署に相談し検討してみましょう。

Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

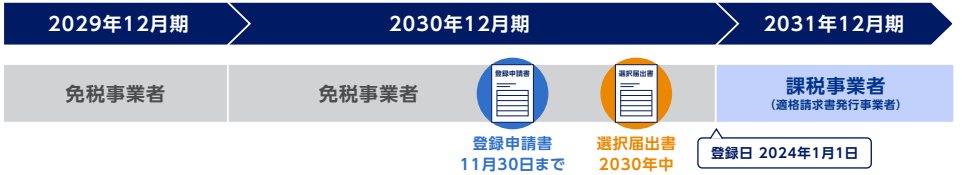
「適格請求書発行事業者」の登録手順

原則

- 「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに
- 課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出

※ 原則として課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

(例)個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である2031年1月1日から登録を受ける場合、登録申請書を2030年11月30日までに提出するとともに、課税事業者選択届出書を2030年12月31日までに提出する



経過措置

2023年10月1日を含む課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられます。

- 2023年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出
- 「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません

(例)個人事業者や12月決算の法人が、2023年10月1日から登録を受ける場合



経過措置の延長

令和4年度税制改正により、上記の経過措置期間が2023年10月1日から2029年9月30日の属する課税期間に延長されました。

- 課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出
- 「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません

(例)個人事業者や12月決算の法人が、2024年4月1日から登録を受ける場合



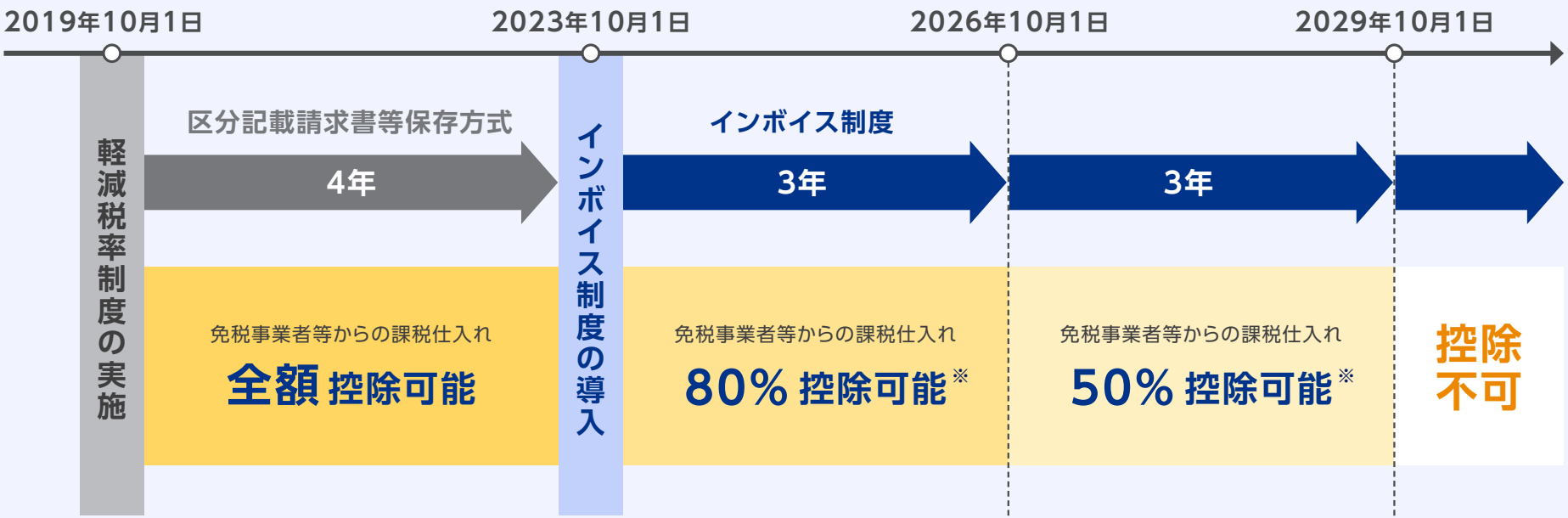
Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)「消費税軽減税率制度の手引き」(国税庁)(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)をもとにマネーフォワード作成

【補足】免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

○インボイス制度の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者等）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

○ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



※ この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

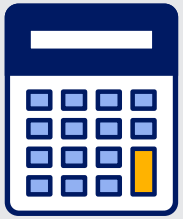
Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/）「消費税軽減税率制度の手引き」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm）をもとにマネーフォワード作成

事業者対応の全体像

課税事業者がインボイス制度の対応を進めるにあたり、大まかに3つの立場で対応を検討する必要があります。
インボイス制度は経理部門だけでの課題ではなく、会社全体の課題として認識をしましょう。
インボイス制度に正しく対応をしないと、それぞれの部門で問題が発生してしまいます。

経理部門



課題

仕入控除税額が把握できず、**正しい消費税申告ができなかった。**

P11で解説

販売部門



課題

発行した請求書がインボイスの要件を満たしていなかったため、**販売先が仕入税額控除できなくなってしまった。**

P12で解説

仕入部門



課題

受領した請求書がインボイスの要件を満たしていなかったため、**仕入税額控除ができなくなってしまった。**

P13で解説

Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

経理部門の対応

ポイント

- ✓ 経理主導で進めると難しいので、販売部門・仕入部門を適切に巻き込む
- ✓ 必要に応じて「税理士」等の外部の専門家に相談をして対応を進める

1 「適格請求書発行事業者」の登録

免税事業者はインボイスに対応するかも含めて判断する

2 業務フローの整備



販売部門と連携して、
請求書**発行**の業務フローを整備

P12で解説



仕入部門と連携して、
請求書**受取**の業務フローを整備

P13で解説

3 決算・申告の業務フローの見直し

仕入税額控除に関連する仕訳の登録時に、下記3つを区分できるように業務フローやシステムの見直しをしておく

インボイス対象 証憑あり
仕入税額控除の対象で証憑がある

インボイス対象 証憑なし
仕入税額控除の対象で証憑がない

インボイス対象外
仕入税額控除の経過措置の対象で証憑がある

Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

販売部門の対応

1 全ての販売先との取引を見直す

請求書等を発行しているものと、発行していないもの（口座引き落とし、カード決済など）を整理する

2 全ての取引の適格請求書（インボイス）フォーマットへの対応

インボイスの要件を満たす
請求書等発行システムの導入する

請求書等を発行していない取引は、
「契約書等」の複数の証憑をもって要件を満たすように

3 全ての発行請求書を保存するルールを整備する

電子データとして保存する場合は、「**電子帳簿保存法**」に対応した保存方法である必要があります

無料ダウンロード



電子帳簿保存法の詳細はこちらをチェック
令和3年度 税制改正による電子帳簿保存法の概要 お役立ち資料
無料でダウンロード ▸▸ https://hubs.ly/Q012C3RJ0

Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

仕入部門の対応

1

全ての仕入れ先との取引を見直す

インボイス対象（証憑あり）の取引、インボイス対象（証憑なし）の取引、インボイス対象外の取引を整理する

2

仕入税額控除に関連する請求書等受取時の業務フローを整備する

インボイス対象 証憑あり の取引の場合

① 受け取った請求書等が、**インボイスの要件**を満たすか確認する
② 受け取った請求書等に、**登録事業者番号**が実在するか確認する

インボイス対象 証憑なし の取引の場合

①「契約書等」の複数の証憑をもって、**要件を満たす**か確認する
②「契約書等」の複数の証憑に、**登録事業者番号**が実在するか確認する

インボイス対象外の取引の場合

① 仕入税額控除の経過処置の対象になるものは、仕入税額控除として処理する
② 対象とならない取引については、どういった取引であれば続けるか等の取引ルールを制定しておく

Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.

マネーフォワードのインボイス対応 請求書の発行、受領どちらも対応予定です

請求書発行

請求書発行業務を電子化

個人
小規模～中小企業

Money Forward
クラウド請求書

請求書の作成・送付・受取がまとめて管理できる請求書管理ソフトです。
テンプレートで簡単に作成できます。

IPO準備・中堅～上場企業

Money Forward
クラウド請求書Plus

営業事務・経理担当者の請求業務と債権管理をラクにする債権管理システムです。

請求書受取

受け取ったインボイスのスキャナ保存・電子保存

個人 小規模～中小企業 IPO準備・中堅～上場企業

Money Forward
クラウド経費

受け取った領収書のスキャナ保存・電子保存に対応。経費申請に関する面倒な作業を大幅に削減します。

個人 小規模～中小企業 IPO準備・中堅～上場企業

Money Forward
クラウド債務支払

受け取った請求書のスキャナ保存・電子保存に対応。支払の請求書管理に関わる業務を効率化します。

個人 小規模～中小企業 IPO準備・中堅～上場企業

STREAMED
Money Forward

スキャンした請求書の登録番号をデータ化、適格請求書発行事業者かを自動判別します。（23年対応予定）

無料アップデートでインボイス制度に対応

個人

Money Forward
クラウド確定申告

確定申告作業をラクにする、個人事業主のためのクラウド型確定申告ソフトです。

小規模～中小企業

Money Forward
クラウド会計

法人決算をラクにするクラウド型会計ソフトです。
税法改正なども自動アップデートで対応します。

IPO準備・中堅～上場企業

Money Forward
クラウド会計Plus

仕訳承認機能や仕訳更新履歴機能などの内部統制機能を追加したクラウド会計ソフトです。

インボイスの電子データ保存

個人
小規模～中小企業
IPO準備・中堅～上場企業

Money Forward
クラウドBox

電子帳簿保存法の要件を満たして、領収書や請求書などの取引関係書類を保管できるサービスです。

利用料 無料

容量・利用人数は無制限。
0円で利用できます。



Copyright © 2022 Money Forward, Inc. All rights reserved.